

出席率の算出

2013年規定審議会において採択された制定案 13-28 により、クラブ定款第 9 条(出席) 第 5 節(出席の記録) が改正されました。

また、採択された制定案 13-22 および 13-23 により同条第 3 節(a)および(b)、制定案 13-27 により第 4 節がそれぞれ改正されましたので、以下に変更箇所を記載します。

以下は 2013 年規定審議会 決定報告書の抜粋ですが、内容が重複している箇所等に関して修正が加えられる可能性がございます。最終的な日本語訳は来年完成予定の 2013 年手続要覧でご確認下さい。

第9条 出席

第 3 節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。*そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。

(b) 年齢が 65 歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 RI 役員の欠席。RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 出席の記録。本条第 3 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 3 節 (b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

*第 5 節の下線部と内容が重複しているため、2013 年手続要覧（英語版）では削除されております。

従来の規定では、クラブ定款第 9 条第 3 節(a) [理事会承認の条件と事態に従った欠席] で出席を免除された会員は、分母および分子に含まれておりましたが、この改正により出席した場合のみ出席率計算の対象となります。

この結果、出席率を計算する際には次ページの計算式をご使用頂くこととなります。

出席率の計算式

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{(\text{全正会員数}) - (\text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数})} \times 100$$

出席計算例

全正会員数：50名

- ・出席免除の適用を受けていない正会員数：49名
- ・第9条第3節(a)、(b)、第4節の何れかの
出席免除の適用を受けた正会員数：1名

1) 出席免除の適用を受けた会員を含めて50名全員が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{50}{50} \times 100 = 100\%$$

2) 出席免除の適用を受けた会員1名が欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50-1} \times 100 = 100\%$$

3) 出席免除の適用を受けていない会員が1名欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50} \times 100 = 98\%$$

4) 免除会員と免除適用を受けていない会員が1名ずつ欠席し、その他48名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{48}{50-1} \times 100 = 97.9\%$$
